



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

441	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	1
442	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(").....	2
443	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	2
444	介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	3
445	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	3
446	"	(").....	4
447	"	(").....	4
448	身体障害者福祉法による医師の指定	(").....	4
449	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	5
450	"	(").....	5
451	"	(").....	5
452	"	(").....	6
453	"	(").....	6
454	"	(").....	6
455	"	(").....	6
456	"	(").....	7
457	"	(").....	7
458	"	(").....	7
459	"	(").....	8
460	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定	(").....	8
461	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の変更	(").....	8
462	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課).....	8
463	有田川町営土地改良事業の施行の決定	(").....	9
464	"	(").....	9
465	森林病虫害等防除法による防除命令の内容	(森林整備課).....	9
466	"	(").....	10
467	光陽台建築協定の認可	(建築住宅課).....	11

○ 選挙管理委員会告示

*45	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	11
-----	--	-------	----

告 示

和歌山県告示第441号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指

定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合には、申請者の名称)	住所 (法人の場合には、主たる事務所の所在地)	法人の場合には、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3071700276	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	橋本市高野口町大野941-5	井端智子	あんびお	紀の川市名手市場1024番地2	通所介護	平成22.4.1 (平成28.3.31)

和歌山県告示第442号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070107440	株式会社ナガシマ	和歌山市田尻19-14	長嶋文子	ナガシマ	和歌山市田尻19-14	居宅介護支援	平成22.4.1 (平成28.3.31)
3071000792	ワイズプランニング株式会社	橋本市隅田町河瀬791-47	吉田由紀子	ケアプラザ柚っ子	橋本市隅田町河瀬791-47	居宅介護支援	平成22.4.1 (平成28.3.31)
3072200904	株式会社ライフサポート	田辺市新万3-19	中圖規雅	在宅介護支援センター田辺メディカル	田辺市新万3-19	居宅介護支援	平成22.4.1 (平成28.3.31)
3072200896	株式会社ゆうみ	田辺市新屋敷町42番地の2	鈴木住尚	ゆうみ介護サービス	田辺市新屋敷町42番地の2	居宅介護支援	平成22.4.1 (平成28.3.31)
3071600864	株式会社エフサイズ	有田郡有田川町大字上中島715番地	福林笑子	居宅介護支援ようき	有田郡有田川町大字上中島715番地	居宅介護支援	平成22.4.1 (平成28.3.31)

和歌山県告示第443号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合には、申請者の名称)	住所 (法人の場合には、主たる事務所の所在地)	法人の場合には、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3072200920	有限会社アドビジョン田辺	田辺市上万呂387-30	申上良知	訪問介護ステーションきらり	田辺市片町80-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.4.1 平成28.3.31
3070105246	有限会社瀧谷	和歌山市東高松一丁目3-4	瀧谷洋	つくし介護センター	和歌山市東高松一丁目3-4	通所介護・介護予防通所介護	平成22.4.1 平成28.3.31
3071500445	株式会社あすなろ	有田市港町231番地55	富田鈴子	デイサービスあすなろ	有田市港町231-62	通所介護・介護予防通所介護	平成22.4.1 平成28.3.31
3072200912	社会福祉法人真寿会	田辺市神島台6番1号	森貴信	真寿苑三川デイサービスセンター	田辺市向山354-1	通所介護・介護予防通所介護	平成22.4.1 平成28.3.31
3072400066	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619番地の8	良原昌子	田辺市社会福祉協議会中辺路事業所	田辺市中辺路町栗栖川329番地の1	通所介護・介護予防通所介護	平成22.4.1 平成28.3.31
3072300571	株式会社WISTERIA	新宮市仲之町3-1-3	藤井公夫	株式会社WISTERIAデイサービスセンターふじだな	新宮市仲之町3-1-3	通所介護・介護予防通所介護	平成22.4.1 平成28.3.31
3071300721	特定非営利活動法人リトルハンド	橋本市隅田町真土187番4号	田中康嗣	小さな手	伊都郡かつらぎ町高田196番地	通所介護・介護予防通所介護	平成22.4.1 平成28.3.31

和歌山県告示第444号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3071700284	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	寺田大輔	ニチイケアセンター紀の川	紀の川市粉河420-2	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成22.4.1 平成28.3.31

和歌山県告示第445号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3010100257	ケアランド和歌山児童デイサービスこうさぎ	和歌山市杉ノ馬場4-1-1	児童デイサービス	株式会社和通	和歌山市黒田279-4	平成22.3.31

和歌山県告示第446号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011400011	かたつむり共同作業所	海南市重根1778	旧知的障害者更生施設	社会福祉法人一峰会	海南市重根1778	平成22.3.31
	かたつむり共同作業所分場桜和	海南市野上新616-8				

和歌山県告示第447号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012200162	第二のぞみ園	田辺市上芳養2915	旧知的障害者更生施設	社会福祉法人南紀のぞみ会	田辺市上芳養2915	平成22.3.31

和歌山県告示第448号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指定年月日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類													
					視覚	聴覚	平衡	音声言語	そしゃく	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又ぼはう直腸う	小 腸	免 疫	肝 臓	
泉鉉吉	小児科	社会保険紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成22.3.29														○
藤田恭子	眼科	南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1	平成22.3.29	○													

松浦一郎	消化器外科	南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1	平成22.3.29														○	○
長雄好昭	整形外科	医療法人英正会 長雄整形外科	紀の川市下井阪447-1	平成22.3.29															○
藤田悦生	呼吸器内科	橋本市民病院	橋本市小峰台2-8-1	平成22.3.29															○
島田尚登	内科	南紀福祉センター附属病院	西牟婁郡上富田町岩田1776-1	平成22.3.29															○
太田秀紀	小児科	南紀福祉センター附属病院	西牟婁郡上富田町岩田1776-1	平成22.3.29															○
宮本岳	内科、消化器科、小児科	宮本医院	東牟婁郡那智勝浦町天満283	平成22.3.29															○

和歌山県告示第449号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011300120	てんとう虫	伊都郡かつらぎ町佐野847-4	就労継続支援A型	特定なし	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	橋本市高野口町大野941-5	平成22.4.1	平成28.3.31

和歌山県告示第450号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011800178	きのかわ共同作業所	岩出市根来1557	自立訓練（生活訓練）	知的障害者	社会福祉法人きのかわ福祉会	岩出市根来1557	平成22.4.1	平成28.3.31

和歌山県告示第451号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120669	スモールステップ教室	和歌山市東小二里町1-29	児童デイサービス	障害児（肢体不自由）	株式会社日本おんがえし	和歌山市東小二里町1-29	平成22.4.1	平成28.3.31

和歌山県告示第452号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120677	児童デイサービスこうさぎ	和歌山市杉ノ馬場4丁目1-1	児童デイサービス	障害児	特定非営利活動法人コミュニティネット	和歌山市黒田279-4	平成22.4.1	平成28.3.31

和歌山県告示第453号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120685	ともに一	和歌山市今福二丁目7番21号	就労継続支援A型	知的障害者	特定非営利活動法人和歌山自立支援センター	和歌山市今福二丁目7番21号	平成22.4.1	平成28.3.31

和歌山県告示第454号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011400300	ばん工房かたつむり	海南市重根1778	就労継続支援B型	知的障害者	社会福祉法人一峰会	海南市重根1778	平成22.4.1	平成28.3.31
	おかし工房桜和	海南市野上新616-8						

和歌山県告示第455号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011500059	ひまわり作業所	有田市初島町浜1756-1	児童デイサービス 自立訓練(生活訓練)	知的障害者	社会福祉法人有田ひまわり福祉会	有田市初島町浜1756-1	平成22.4.1	平成28.3.31

和歌山県告示第456号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011610122	きらら工房	有田郡広川町広78	就労継続支援B型	特定なし	特定非営利活動法人きらら工房	有田郡広川町広78	平成22.4.1	平成28.3.31

和歌山県告示第457号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011610130	夢おれんじ	有田郡湯浅町栖原1058-1	生活介護	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成22.4.1	平成28.3.31

和歌山県告示第458号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012200162	第二のぞみ園	田辺市上芳養2915	生活介護 施設入所支援	知的障害者	社会福祉法人南紀のぞみ会	田辺市上芳養2915	平成22.4.1	平成28.3.31

和歌山県告示第459号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012300335	ワークショップゆう	新宮市佐野954-3	就労継続支援B型	特定なし	社会福祉法人いなほ福祉会	東牟婁郡那智勝浦町中里575	平成22.4.1	平成28.3.31

和歌山県告示第460号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
森下薬局	橋本市東家4丁目18-15	森下恭子	平成22.4.1

和歌山県告示第461号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
山本クリニック	和歌山市ト半町26	医療機関の名称	医療法人人生生会 山本クリニック	山本クリニック	平成22.1.1

和歌山県告示第462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業曾池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間 平成22年4月12日から同年5月13日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県

条例第39号) 第1条第1項の県の休日を除く。)

- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局地域振興部農地課、紀の川市農地課

和歌山県告示第463号

有田川町営土地改良事業（村づくり交付金事業小川地区）の施行協議については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により当該協議を適当と決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧期間

平成22年4月12日から同年5月13日まで

3 縦覧場所

有田川町役場

和歌山県告示第464号

有田川町営土地改良事業（基盤整備促進事業熊井地区）の施行協議については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により当該協議を適当と決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧期間

平成22年4月12日から同年5月13日まで

3 縦覧場所

有田川町役場

和歌山県告示第465号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、みなべ町、印南町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県森林整備課、関係振興局、関係市役所及び

関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成22年4月30日から同年7月29日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第466号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県森林整備課、那賀振興局及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成22年4月30日から同年7月29日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、航空機によ

り当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行方見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第467号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により、光陽台建築協定を平成22年3月31日に認可したので、同条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書及び関係図書は、橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第45号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

第1項の表中 「医療法人共栄会
名手病院」 紀の川市名手市場294番地の1 を 「医療法人共栄会
名手
医療法人三車会
貴志川紀
病院」 に改める。

和病院 「紀の川市名手市場294番地の1
紀の川市貴志川町丸栖1423番地3」